



企業版ふるさと納税の概要

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の6割を法人関係税から控除する仕組みです。

損金算入による通常の寄附の軽減効果（寄附額の約3割）を含めて、寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



損金算入による軽減効果 国税+地方税	①法人住民税 + ②法人税 控除	③法人事業税 控除	企業負担
約 3 割	4 割	2 割	約 1 割

科目ごとの 特例措置	①法人住民税 寄附額の 4割 を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限） ②法人税 法人住民税で 4割 に達しない場合、その残額を税額控除 ただし、寄附額の1割が限度（法人税額の5%が上限） ③法人事業税 寄附額の 2割 を税額控除（法人事業税額の20%が上限）
---------------	--

企業様のメリット

社会貢献(SDGsの達成など)	寄附いただいたことを市ホームページや広報誌等でご紹介するなど、企業様の社会貢献活動を広く周知します。積極的に地方創生やSDGsのプロジェクトを応援する姿勢が企業のイメージアップに繋がり、PR効果も期待できます。
-----------------	---

パートナーシップの構築	企業版ふるさと納税を通して、南島原市との新たな関係を構築することにより、「原材料の確保や利益向上」や「地域資源などを活かした新事業展開」などにつながることが期待できます。
-------------	---

寄附対象事業

豊かで美しい郷土を未来に引き継いでいくために、SDGsの理念（環境・経済・社会の調和）を取り入れた「持続可能な地域社会の構築」を目指し、以下の各種事業を実施・検討しております。

是非、本市の取り組みにご賛同いただき、ご支援をお願いします。

特にご支援いただきたい事業

☆世界遺産センター整備事業及び関連事業☆

本事業は、世界遺産を核とした“きっかけ”を与える唯一無二の交流拠点の整備による地方創生の実現をコンセプトとして、世界遺産のガイダンス施設や地元産品を豊富に取りそろえた物産販売所、多くの観光情報を発信できる観光案内機能を備えた拠点施設を一体的に整備する事業です。

令和7年度完成に向け整備を進めておりますので、ご支援をお願いします。



1. 太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す事業

- 電子地域通貨MINAコインの活用
(地域内消費拡大のための電子地域通貨事業等)
- 後継者の確保と人材育成
(後継者に対する給付金支給等) など

2. 地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す事業

- 受入環境の整備
(レンタサイクルや休憩施設等の利用環境整備等)
- 国内外へのプロモーションの強化
(テレビ番組やアニメを活用した事業等) など

3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- 就学への支援
(学校給食費の保護者負担軽減等)
- 妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育て支援
(相談窓口の設置等) など

4. 健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業

- 市内道路の整備
(自転車歩行者専用道路の整備等)
- 新たな交通手段の確保
(予約型乗合タクシー実証運行) など

※上記の取り組みは一例です。

寄附の流れ

ご相談・お申し出

寄附

税申告のお手続き

- 企業様のご意向に沿って、寄附対象事業等の決定を行います。
※まずは下記問い合わせ先（財政課政策班）までご連絡ください。
- 寄附金額が決定しましたら、寄附申出書等をご提出いただけます。

- 寄附を払い込みいただくため、「納付書」又は「振込口座の案内文書」を送付しますので、寄附の払い込みをお願いいたします。

- 市で受領証を発行いたしますので、受領証を使用し、税務署での税申告のお手続きをお願いいたします。

<お問い合わせ先>

南島原市役所 総務部 財政課 政策班 企業版ふるさと納税担当

電話：0957-73-6625 ☎：seisakukikaku@city.minamishimabara.lg.jp



詳細は
QRコードから
ご確認ください

